

第12節 転出・転入時の事務

I 転出・転入による援護の実施者の変更

1 居宅生活支援及び施設訓練等支援（通所）

本人の転居（居住地変更）により、援護の実施者は、転居先の市町村となる。

2 施設訓練等支援（入所。ただし、身体障害者療護施設支援を除く。）

原則として、本人の現在地にかかわらず、出身世帯の転居（居住地変更）により、援護の実施者は、出身世帯の転居先の市町村となる。

3 施設訓練等支援（身体障害者療護施設）

入所前の居住地の市町村が援護の実施者であり、本人の現在地や出身世帯の居住地に変更があっても援護の実施者に変更はない。

II 本人の転居により援護の実施者が変わる場合の手続きの流れ

1 転出の連絡（障害者→転出予定市町村、転入予定市町村等）

支給決定障害者（障害児の場合は、居宅支給決定保護者）は、サービスを転入先において早く受けたいなどの場合には、必要に応じ、転居の予定を速やかに事業者又は施設並びに転出予定市町村及び転入予定市町村の障害者福祉担当窓口へ連絡する。転出予定市町村及び転入予定市町村は転居に当たっての手続き等の案内や相談の対応を行う。

2 当該障害者に係る情報提供（転出予定市町村→転入予定市町村）

転出予定市町村は、必要に応じ、転入予定市町村の障害者福祉担当窓口へ、援護の実施者の変更となることについての情報提供を行う。転入予定市町村が、支援費支給決定に当たり、前居住地での利用者の支給決定に関する情報を必要とする場合は、当該障害者の承諾を得た上で、転出予定市町村から転入予定市町村へ情報を提供する。

3 転出の届出

転居する当該障害者は、転出市町村の住民基本台帳担当窓口へ転出を届け、障害者福祉担当窓口にも連絡する。

4 転入の届出及び支給申請

当該障害者は、転入市町村の住民基本台帳担当窓口に入入を届け出るとともに、障害者福祉担当窓口において、支援費の支給申請の手続きを行う。

なお、支給申請の手続きについては、「第3節 支給申請」と同様である。

5 転入市町村における支給決定（転出・転入市町村間の連絡調整）

転入市町村は、支援費支給の可否について、住民基本台帳情報の確認も行い、審査を行うとともに、サービスの継続性の確保が必要な場合は、転出市町村の担当窓口と連絡調整を行い、支給決定日に配慮し、支給決定に関する事務を行い、転入市町村での受給者証を交付し、扶養義務者の利用者負担がある場合は通知する。

6 転出市町村における支給決定の取消し

転出市町村は、サービスの継続性の確保が必要な場合は、転入市町村の担当窓口と連絡調整を行い、取消日に配慮し、支給決定取消しを行い、支給決定の取消しを通知し、転出市町村での受給者証の返還を求める。

7 転入先市町村におけるサービス利用

転入先市町村で新たに受給者証を交付された支給決定障害者（障害児の場合は、居宅支給決定保護者）は、新しい受給者証を事業者又は施設に提示し、必要に応じ、新規契約や契約内容の変更を行う。

Ⅲ 施設入所者の援護の実施者が、出身世帯の転居により変わる場合の手続きの流れ

1 転出の連絡（障害者及び家族→転出予定市町村、転入予定市町村等）

施設支給決定障害者（施設入所者）及び転居する家族は、転居の予定を速やかに、施設並びに転出予定市町村及び転入予定市町村の障害者福祉担当窓口と連絡し、転居に当たっての手続き等の相談を行う。

2 当該障害者に係る情報提供（転出予定市町村→転入予定市町村）

転出予定市町村は、転入予定市町村の障害者福祉担当窓口へ、出身世帯の転居により援護の実施者が変更されることについての情報提供を行う。転入予定市町村が、支援費支給決定に当たり、前居住地での利用者の支給決定に関する情報を

必要とする場合は、当該障害者の承諾を得た上で、転出市町村から転入予定市町村へ情報を提供する。

3 転出の届出

転居する家族は、転出市町村の住民基本台帳担当窓口にて転出を届け、障害者福祉担当窓口にも連絡する。

4 転入の届出及び支給申請

転居する家族は、転入市町村の住民基本台帳担当窓口にて転入を届け出る。また、当該障害者は、障害者福祉担当窓口で施設訓練等支援費支給申請の手続きを行う。

なお、施設訓練等支援費支給申請の手続きについては、「第3節 支給申請」と同様である。

5 転入市町村における支給決定

転入市町村は、支援費支給について、住民基本台帳情報を確認し審査を行うとともに、転出市町村の担当窓口と連絡調整を行い、支給決定日に配慮し、支給決定に関する事務を行い、転入した市町村での受給者証を交付し、扶養義務者の利用者負担がある場合は通知する。

6 転出市町村における支給決定の取消し

転出市町村は、転入市町村の担当窓口と連絡調整を行い、取消日に配慮し、支給決定取消しを行い、当該障害者に対して支給決定の取消しを通知し転出した市町村での受給者証の返還を求める。

7 転入先市町村におけるサービス利用

当該障害者は、新しい受給者証を施設に提示し、必要に応じて契約内容の変更や再契約を行う。

IV 留意事項

転入時から即日、居宅介護等のサービスを利用したい場合等、転出市町村と転入市町村の連絡調整が必要とされる場合がある。

また、出身世帯の転出により施設入所者の援護の実施者が変更する場合、前居住地の受給者証の取消日と新居住地の受給者証の交付日が連続しないと施設訓練等支援費が支払われない空白の日が生ずることから、市町村間による連絡調整が必要と

なる。